JEAS 保安警備基礎講習を開催

第一回・科学保安講習会に向けて

稲本義範会長

工業会　日本万引防止システム協会（JEAS・稲本義範会長）は9月17日、「保安警備基礎講習」をオンラインで開催した。JEASでは10月22日に開催される第1回科学保安講習会の受講者に向けて、保安警備業務の基礎的な知識を把握してもらうことを目的に実施された。

科学保安研修会はカメラ画像安全利用推進委員会と保安会社のJEASメンバーが立案し、JEASが推奨する安全・安心の顔認証システムを活用し効果的に、かつ安全に保安業務が推進できることを主眼に置いている。

さらに、JEAS認定個人情報保護団体の各冊子を正しく理解しながら、防犯情報の活用と防犯会議の進め方を学ぶことで、ロス対策業務の水準向上と生産性向上の両立性を目指し、保安警備・施設警備ほかそれらの運用サポートに携わる人々が受講することでユーザーの満足度向上に繋がるとしている。

今回のオンラインで開催された「保安警備基礎講習」の冒頭、稲本会長は「ロスプリベンションを進めていくためには、保安警備の知識とロスプリベンションの知識を相互的に立ち上がり、皆さんのお役に立つと考えている」とあいさつした。

引き続き、JEASの青柳秀夫科学保安講習会プロジェクトリーダーが今回の講習会の開催について「全国警備業協会が発行している『警備業法の解説』と『保安警備業務の手引（第2版）』を基に講義を進める。また、警備業関係者は、この講義で基本事項を確認するということで受講していただきたい」と述べた。

講習会は①「警備業法」と改訂の経緯の確認②「保安警備業務の手引」の主旨③保安警備業務の意義と実務④保安警備員の教育⑤関係する主要な法令解釈⑥適正の確保の順で実施した。

「警備業法」と「改訂」の経緯の確認では、山根久和監事が講義を実施した。

山根監事は「警備業法は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的とする法律である。昭和47年7月、警察所管の法律として制定され、昭和57年に7月、平成14年11月、平成16年5月にそれぞれ主要な改正が行われ、現在に至っている。また、令和元年になると業法は改正されてはいないが、警備業法施行規則が一部改正になり、前期・後期の教育を警備員に受けさせなければならなかったが、改正により警備員の新任教育と現任教育の教育時間が短縮され、教育方法も一部オンラインでの方法が可能になった」と話した。

そして平成16年に改正された警備業法は警備員の知識および能力の向上ならびに警備業務の依頼者の保護を内容としており、国民や事業者の自主防犯活動を補完し、代行する重要な役割を担っている警備業のより一層の適正化を図り『犯罪に強い社会』を構築することを目指して、防犯システムとしての警備業を育成して行こうとする趣旨が込められている。

『警備業法第1章総則』の確認では、目的＝第一条この法律は、警備業について必要な規制を定め、もって実施の適正を図ることを目的とする。

定義＝第二条この法律において『警備業務』とは、次の各号のいずれかに該当する業務であって、他人の需要に応じて行うものをいう。

① 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下『警備業務対象施設』という）における盗難等事故の発生を警戒、防止する業務＝1号警備

② 人若しくは車両の雑踏する場所またはこれらの通行等＝2号警備

③ 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等＝3号警備

④ 人の身体に対する危害の発生等＝4号警備

ここで注意しなければならないのは、警備業は人材派遣の会社は警備業務を行うことはできない。

第一条（目的）

警備員もしくは警備会社として適正な運用と警備会社として、行き過ぎ行為の抑制や警備業として不正の防止をすることを目的として定められている。

第二条（定義）

この法律において「警備業」とは、警備業務を行う営業をいう。

この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けている警備業を営む者をいう。

この法律において「警備員とは」警備業者の使用人、その他の従事者で警備業務に従事するものをいう。

この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機械により感知した盗難等の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、および受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう）

この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

第三条（警備業の要件）

次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○禁固以上の刑に処され、またこの法律規定に違反等

○最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく等

○集団的に、または常習的に暴力的不法行為その他の罪等

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等

○アルコール、麻薬、大麻、あへん、または、覚せい剤の中毒者

○心身の障害により警備業務が適正に行うことができない等

○営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者等

○営業所ごとおよび当該営業所において取扱う警備業務等

○法人でその役員のうち第一号から等

○第四号に該当する者が出資、融資、取引との他等

第四条（認定）

警備業を営もうとする者は、前条各号いずれにも該当しないことについて都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）の認定を受けなければならない。

第五条（認定手続きおよび認定証）

前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委委員会に認定申請書を提出しなければならない。

第十四条（警備員の制限）

18歳未満の者または第三者第一号から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となってはならない。

2　警備業者は前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

第十五条（警備業務実施の基本原則）

警備業者および警備員は、この法律により特別に権限を与えられているものでないことを留意するとともに、他人の権限および自由侵害し、または個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

特に保安警備の場合は店舗内の不審者に対して、そこの施設管理権に基づいて許される範囲で声掛けを行うものである。しかし現行犯以外の過去の万引行為等に関しての質問等はできない。

第二十条（苦情の解決）

警備業者は、常にその行う警備業務について、依頼者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

2　警備業者は、その警備員に対し、警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか、内閣府令で定めるところにより教育を行うとともに、必要な指導および監督をしなければならない。

第二十二条（警備員指導教育責任者）

警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く）ごとおよび当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、警備員の指導および教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、および教育する業務で内閣府が定めるものを行う、警備員指導教育責任者を警備員指導資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

山根監事の第一講義が終わると引き続き、林俊一スキル向上WG長が第二講義の『保安警備業務の手引き』第1章・第2章を務めた。

『保安警備業務の手引き』の主旨

はしがき

警備業は昭和30年代の後半に誕生して以来、活動領域を広げるとともに、安全産業として社会の信頼を着々と築き成長してきた。

しかし急速な発展に伴い、多種多様な警備業務の中には、業務が適正に行われるための基本的事項が必ずしも明確にされてないものがあることは否定できず、保安警備業務のその一つである。

保安警備業務は1号警備（施設警備業務）に分類されるなかの業態である。

林スキル向上WG長は、今回の講習は、科学保安講習会の事前講習となっている。

『保安警備業務の手引き』は、保安警備を実施している警備会社と、顔認証システムメーカーやJEAS関係者等と、同一の認識を共有させる土台となるテキストである。

保安警備を実施している会社は、専門的で、技術的要素が強いことから、運用や教育についても各社様々な方法でとられている。従ってユーザーとの話し合いでなかなか意図が伝わらない。適切に伝えるには、この手引きが必要だと強調した。

保安警備の意義

『保安警備業務』とは、デパート、スーパー等における万引きをはじめとする店舗内犯罪を防止するため、店舗内を警戒して秩序を保ち、安全で健全な環境を確保することを目的とした業務である。

保安警備業務の果たす役割は、万引き等により商品の不法なロスを防止して、店舗およびテナントの収益性を確保するとともに、違法行為、不良、不快な行為等の防止を図ることによって犯罪等を抑制し、店舗内の良好な環境を確保し、店舗を訪れた人々に快適な時間を提供することである。また、その施設が地域に有用な施設として喜ばれることとなれば、保安警備業務は安全で健全な店舗づくりに貢献する警備業務としても特有の意義を持つことになる。

違法行為等が発生する要因と現状については、店舗的要因と行為者個々人の要因とがある。『店舗的要因』とは、店舗内の構造や商品の陳列、売り場に配置される店員数の削減等によって視認性、監視性が低下して発生する隙をいう。

『行為者個々人の要因』とは、万引きや恐喝犯等、犯罪行為を目的に入店する者や、もともと万引きをする意思はなかったが、商品を見ているうちに欲しいという欲望を抑えきれず、衝動的にまたは病的に万引きをする者等個々人の目的や意思による人的要因とがある。

保安警備の重要性

店舗内の万引き等を放置することによって一店舗だけでなく近隣他店やその地域に暮らす子供たちに非常に悪い影響を与える。保安警備を請け負った警備会社は、地域社会の安全を保つために店舗内の犯罪を抑止することで、社会的責任が求められている。

保安警備業務の形態と方法

店舗の従業員が店舗内の警戒をすることを自主警備といい、それでは間に合わない状況において専門の警備員を雇う外部委託として、保安警備がある。

方法論は、防犯機器を使用して監視を行う方法と、人が巡回をして監視する方法に分けられている。

巡回に関しては制服巡回と私服巡回に分けられている。制服巡回は警備員の姿を見せることによって犯罪抑止をすること主眼に置いている。私服巡回は犯罪の排除を主眼としている。

保安警備業務は、保安警備員としての適正、専門的な教育、定期的なカウンセリング等、他の業務に比べて特別な管理や指導教育が要求される業務である。それだけに、一人の警備員を育てるために要する時間は、適正のある者でも数か月の期間が必要と言われている。

保安警備業務が他人の人権に密接にかかわっているという重要性や、相手の抵抗が警備員の身体・生命におよぼす危険性を考えれば、十分過ぎる指導教育と徹底した実働管理が重要である。

指導教育の不足は、警備員の質の低下につながり、不適切な対応や処理が発生することになる。

社会が必要とする保安警備業務のあり方は、社会の現象を正確に捉え、犯罪の傾向や手口等を研究し、保安警備業務の特殊性を鑑みて、適性ある人材を確保したうえで、効果的な指導教育を実施し、実働の現場では店舗関係者と一体となって業務展開を図り、効果を上げることである。

林スキル向上WG長は「これらが保安警備業務の本質ではないかと思う。これは時代が変化しても変わらないはずである。我々が今後、行う科学保安プロジェクトは正にこれにそったプロジェクトである。多くの人に参加していただきたい」と伝えた。

保安警備業務の実施

保安警備業務の対象となるスーパーマーケットからドラッグストアや商店等様々であり、潜在する警備上の問題点も一様ではない。

保安警備業務が適正に実施されるためには、事前調査とヒアリングによる警備診断を的確に行い、改善を要することがあれば、店舗側へ適切な助言や提言を行うとともに、業務の指針となる警備計画を策定することが必要である。

「ヒアリング」とは店舗独自の事情によって発生する特殊な問題点や現状を聞き、必要な情報の提供を受けることである。

万引き等による被害は、視認性の乏しい「死角」という構造上の問題のほか、取扱う商品および清算方法、陳列および管理方法、店員の防犯意識の度合等店舗独自の異なる要因が存在することから、ヒアリングによってロス被害、違法行為の現状等得た情報の確認の事前調査を行うことによって実態を調査し、潜在する保安上の問題点を洗い出すことである。

店舗の警備診断は保安警備業務が適正に実施されるためには、店舗に適合した警備計画を策定する必要がある。警備計画策定にあたり、重要なのは事前調査である。

店舗管理者とのヒアリングと対象店舗の現状を調査し、総合的に検討して警備診断を行いそれに基づいて警備計画がたてられることからあらかじめ警備診断を適正に実施できるようデータベースとなり事前調査事項およびヒアリング次項の作成が必要になる。

事前調査の着眼事項

調査は、単に万引き防止という狭い視野で捉えるのではなく、ヒアリングで収集した情報をベースに、対象となる店舗で発生する可能性のある事案すべてに着眼するなど広い視野から行う。（つづく）

SSE NonProfit Organization

グローバルな警備人材の育成をサポートします。

理事長 松浦 晃一郎

警備業は人の生命、身体、財産等を守ることを主たる業務としております。第一線で活躍する資格ある警備員の育成・輩出をすることによって間接的ですが、地域社会の安全、安心の一翼を担うものと考えております。

（公社）日仏会館理事長。
駐フランス共和国特命全権大使。
国連総合教育文化機関（ユネスコ）第８代事務局長。
大阪大学客員教授。

◆警備員等の資格取得講習会

警備業務の国家資格を取得して、警備業に携わり国民の安全・安心に寄与しませんか。

●空港保安警備業務１級・２級講習会
●施設警備業務１級・２級講習会
●雑踏警備業務１級・２級講習会
●交通誘導警備業務１級・２級講習会
●貴重品運搬警備業務１級・２級講習会

施設警備業務２級取得学科講習

交通誘導警備業務２級取得実技講習

空港保安警備業務２級取得講習

◆認定資格取得講習会

当団体が認定する『テロ対策警備技能員』資格を取得して、誰もが安心して暮らせる社会の実現へ貢献しませんか。

◆各種講習会のお問合せ

●新宿事務所　〒160-0023 東京都新宿区西新宿７－１－７新宿ダイカンプラザＡ館 1023　TEL 03-5937-0923 FAX 03-5937-1991
●本部事務所　〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町２－1118－4　TEL 048-627-7622 FAX 048-667-8030

《クレジット決済 OK》全国どこでも各種クレジットによって講習会の申込み、教材等の購入ができます。詳しくは、当団体ホームページをご覧ください。

国家公安委員会の登録講習機関

特定非営利活動法人　警備人材育成センター